

### 凡 例

- 実施区域の送電線及び鉄塔
- 実施区域外の送電線及び鉄塔
- 市町村界
- 街区公園
- 風致公園
- 近隣公園
- 都市緑地
- 総合公園
- 動植物公園
- 運動公園
- 地区公園
- 都市林
- 特殊公園



1:50,000

0 0.5 1 1.5 2 km

注) 資料調査結果の情報を優先するため、実施区域の工事用地は記載していない。

資料:「横須賀市公園一覧」(横須賀市 HP、令和 7 年 7 月閲覧)  
「公園一覧」(逗子市 HP、令和 7 年 7 月閲覧) 等

図 3.2-11 公園・緑地の状況

## 4. 廃棄物処理施設の状況

### (1) 一般廃棄物

#### ① 一般廃棄物

令和5年度の横須賀市、逗子市及び葉山町における一般廃棄物の状況は、表3.2-20に示すとおりである。

3市町とも焼却処理施設、粗大ごみ処理施設、資源化施設、最終処分場があり、発生する廃棄物は一括して処理を行っている。

令和5年度の総排出量は、横須賀市 112,088t、逗子市 16,665t、葉山町 10,172t であり、焼却量は横須賀市 81,038t、逗子市 10,205t、葉山町 5,637t、資源化量は横須賀市 14,840t、逗子市 3,706t、葉山町 2,888t である。

表3.2-20 一般廃棄物の状況(令和5年度)

市町村	計画 収集量 (t)	直接 搬入量 (t)	総処理量(t)				集団 回収量 (t)	総排出量 (t)	1人1日当たり ごみ排出量 (g/日)
			焼却量	埋立量	資源化量	減量化量			
横須賀市	89,947	6,628	81,038	697	14,840	—	15,513	112,088	816
逗子市	11,963	1,948	10,205	—	3,706	—	2,754	16,665	771
葉山町	7,449	1,103	5,637	26	2,888	1	1,620	10,172	893

「令和5年度 一般廃棄物処理事業の概要」(令和7年3月、神奈川県環境農政局)

#### ② し尿処理

令和5年度の横須賀市、逗子市及び葉山町におけるし尿処理の状況は、表3.2-21に示すとおりである。

令和5年度のし尿、浄化槽汚泥の収集量は、横須賀市 12,411kL、逗子市 273kL、葉山町 8,177kL であり、3市町ともすべて下水道に投入されている。

表3.2-21 し尿処理の状況(令和5年度)

単位:kL/年

市町村	し尿収集量	浄化槽汚泥 収集量	計	下水道投入量	1日当たり処理 施設処理量
横須賀市	1,843	10,568	12,411	12,411	34.0
逗子市	168	105	273	273	0.7
葉山町	78	8,099	8,177	8,177	22.4

「令和5年度 一般廃棄物処理事業の概要」(令和7年3月、神奈川県環境農政局)

## (2) 産業廃棄物処理

令和5年度の神奈川県における産業廃棄物処理の状況は、表3.2-22に示すとおりである。

令和5年度の処理量は9,383,515t、そのうち再生利用量は6,675,280(71%)、最終処分量は278,045(3%)、減量化量は2,430,190(26%)である。

表3.2-22 産業廃棄物処理の状況(令和5年度)

単位:t

	廃棄物の種類	処理量	再生利用量	最終処分量	減量化量
通常産廃	燃え殻	36,897	36,975 (100%)	4,231 (11%)	-4,309 (-12%)
	汚泥	1,915,752	871,837 (46%)	20,151 (1%)	1,023,765 (53%)
	廃油	38,671	10,865 (28%)	505 (1%)	27,301 (71%)
	廃酸	46,624	10,735 (23%)	857 (2%)	35,033 (75%)
	廃アルカリ	77,560	665 (1%)	2,075 (3%)	74,820 (96%)
	廃プラスチック類	521,941	159,491 (31%)	78,450 (15%)	284,001 (54%)
	紙くず	51,670	22,842 (44%)	8,881 (17%)	19,947 (39%)
	木くず	683,143	558,223 (82%)	10,766 (2%)	114,154 (17%)
	繊維くず	23,390	3,226 (14%)	3,201 (14%)	16,963 (73%)
	動植物性残さ	49,901	26,435 (53%)	929 (2%)	22,538 (45%)
	動物系固形不要物	0	0 -	0 -	0 -
	ゴムくず	41	17 (42%)	11 (28%)	12 (30%)
	金属くず	123,300	109,920 (89%)	3,496 (3%)	9,883 (8%)
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	349,598	166,106 (48%)	48,064 (14%)	135,428 (39%)
	鉱さい	17,288	15,431 (89%)	944 (5%)	913 (5%)
	がれき類	4,923,587	4,451,213 (90%)	29,396 (1%)	442,978 (9%)
	動物のふん尿	4	3 (75%)	0 (0%)	1 (25%)
	動物の死体	1	0 -	0 (14%)	1 (86%)
	ばいじん	238,776	202,725 (85%)	15,115 (6%)	20,937 (9%)
	混合廃棄物その他	179,778	26,686 (15%)	24,805 (14%)	128,287 (71%)
	計	9,277,922	6,673,395 (72%)	251,877 (3%)	2,352,653 (25%)
特管産廃	特管廃油	4,861	1,660 (34%)	19 (0%)	3,182 (65%)
	特管廃酸	21,464	25 (0%)	753 (4%)	20,686 (96%)
	特管廃アルカリ	9,304	5 (0%)	357 (4%)	8,941 (96%)
	感染性廃棄物	29,450	16 (0%)	3,073 (10%)	26,360 (90%)
	廃PCB等	0	0 -	0 -	0 -
	PCB汚染物	0	0 -	0 -	0 -
	PCB処理物	0	0 -	0 -	0 -
	廃水銀等	1	1 (60%)	0 (28%)	0 (12%)
	指定汚泥排水	0	0 -	0 -	0 -
	有害鉱さい	1,624	0 (0%)	1,638 (101%)	-14 (-1%)
	廃石綿等	0	0 -	0 -	0 -
	有害燃え殻	10,026	0 (0%)	11,178 (111%)	-1,152 (-11%)
	有害ばいじん	4,519	0 (0%)	4,799 (106%)	-280 (-6%)
	有害廃油	330	51 (15%)	2 (1%)	276 (84%)
	有害汚泥	5,963	116 (2%)	3,700 (62%)	2,147 (36%)
	有害廃酸	5,748	9 (0%)	174 (3%)	5,565 (97%)
	有害廃アルカリ	12,303	2 (0%)	475 (4%)	11,826 (96%)
	計	105,593	1,885 (2%)	26,168 (25%)	77,537 (73%)
	合 計	9,383,515	6,675,280 (71%)	278,045 (3%)	2,430,190 (26%)

- 注) 1. 減量化量が負の値になっているのはコンクリート固化処理により受入時よりも処理後の重量が増えているためである。  
 2. ここでの処理量は排出事業者から一次処理を委託された廃棄物の処理量であり、他の処理業者から二次処理を委託された廃棄物の処理量は含まれていない。

資料:「令和6年度 神奈川県産業廃棄物処理実態調査報告書(令和5年度実績)」(神奈川県、令和6年10月)

## 第9節 公害の状況

### 1. 大気汚染

実施区域及び周辺地域の大気汚染常時監視測定局の概要と測定項目は、表 3.2-23 及び図 3.2-12 に示すとおりである。

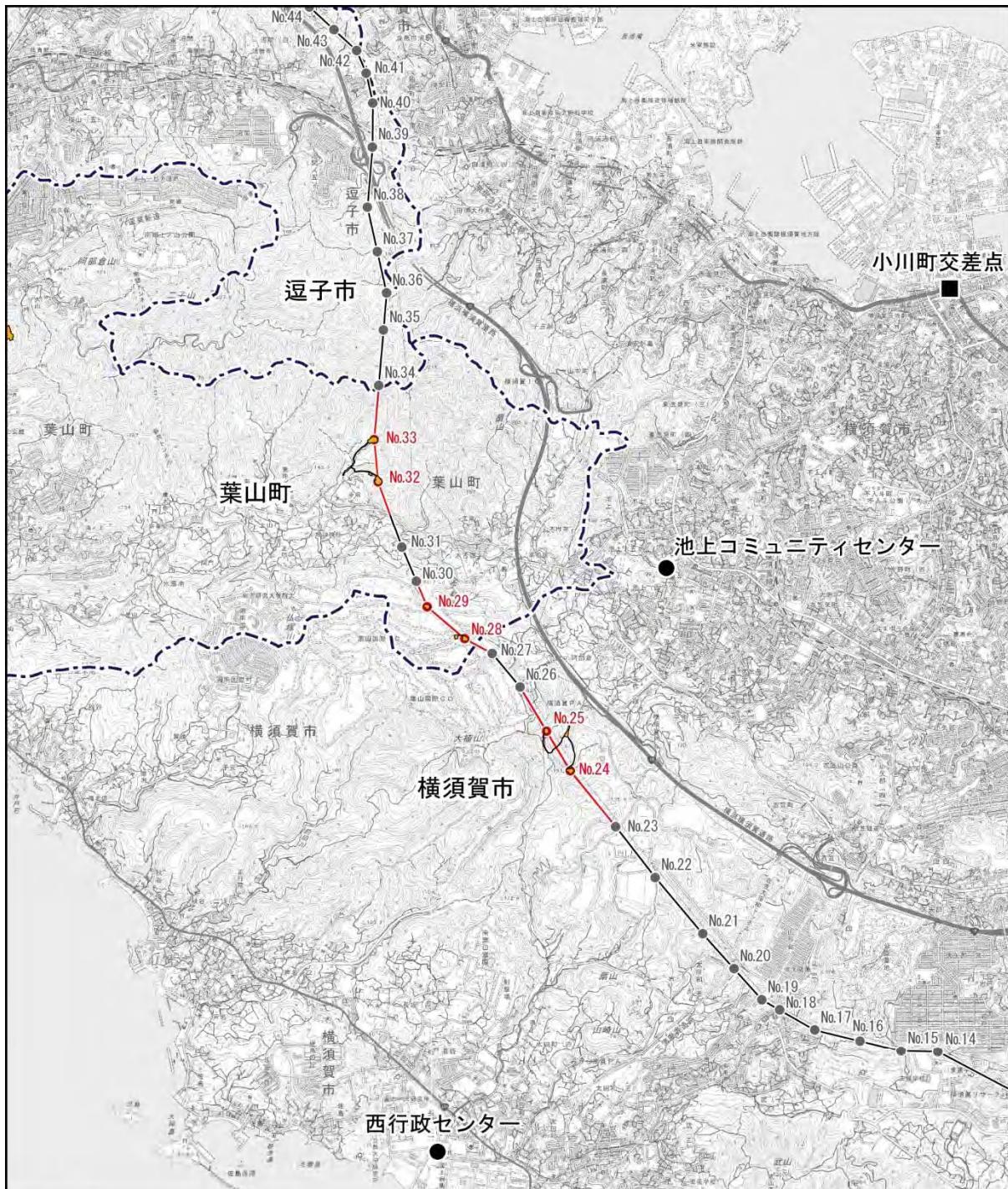
一般環境大気測定局（以下、「一般局」という。）の西行政センター局が実施区域の南西約 3km に、池上コミュニティセンター局が東約 1.5km に、自動車排出ガス測定局（以下、「自排局」という）の小川町交差点局が東約 4km にそれぞれ位置している。

表 3.2-23 大気汚染常時監視測定局の概要及び測定項目

区分	市町村名	測定局名	二酸化 窒素	浮遊粒子 状物質	微小粒子 状物質	光化学 オキシ ダント	二酸化 硫黄	一酸化 炭素	炭化 水素
一般局	横須賀市	西行政センター	●	●	●	●	—	—	●
一般局	横須賀市	池上コミュニティセンター	●	●	●	●	●	—	●
自排局	横須賀市	小川町交差点	●	●	●	—	—	●	—

注) 「●」は測定が行われている項目、「—」は測定が行われていない項目を示す。

資料:「令和 5 年度 神奈川の大気汚染」(神奈川県 HP、令和 7 年 7 月閲覧)



#### 凡 例

- 実施区域の送電線及び鉄塔
- 実施区域外の送電線及び鉄塔
- 市町村界
- 実施区域の工事用地
- 大気汚染常時監視測定局(一般局)
- 大気汚染常時監視測定局(自排局)



1:50,000

0 0.5 1 1.5 2 km

図 3.2-12 大気汚染常時監視測定局の位置

資料：「令和5年度 神奈川の大気汚染」（神奈川県HP、令和7年7月閲覧）

## (1) 二酸化窒素

二酸化窒素の令和5年度の測定結果は表3.2-24に示すとおりであり、すべての測定局で環境基準を達成している。

また、年平均値の過去5年間の経年変化は表3.2-25に示すとおりであり、横ばい傾向である。

### ※環境基準と評価

環境基準：1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。

環境基準の評価：日平均値の年間98%値が0.06ppmを超えないこと。

表3.2-24 二酸化窒素の測定結果（令和5年度）

区分	市町村名	測定局名	有効測定期数	測定時間	年平均値	1時間値の最高値	日平均値が0.06ppmを超えた日数とその割合		日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数とその割合		日平均値の年間98%値	98%評価による日平均値が0.06ppmを超えた日数
			日	時間	ppm	ppm	時間	%	日	%		
一般局	横須賀市	西行政センター	354	8,440	0.007	0.062	0	0.0	0	0.0	0.022	0
一般局		池上コミュニティセンター	361	8,593	0.009	0.061	0	0.0	0	0.0	0.026	0
自排局		小川町交差点	364	8,583	0.013	0.108	0	0.0	3	0.8	0.034	0

注)「環境基準の長期的評価による日平均値が0.04ppmを超えた日数」とは、日平均値の高い方から2%の範囲の日平均値を除外した後の日平均値が0.04ppmを超えた日数である。ただし、日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続した延日数のうち、2%除外該当日に入っている日数分については除外しない。

資料：「令和5年度 神奈川の大気汚染」（神奈川県HP、令和7年7月閲覧）

表3.2-25 二酸化窒素の年平均値の経年変化

区分	市町村名	測定局名	年平均値(ppm)				
			令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
一般局	横須賀市	西行政センター	0.010	0.009	0.008	0.009	0.007
一般局		池上コミュニティセンター	—	(0.014)	0.010	0.010	0.009
自排局		小川町交差点	0.016	0.016	0.015	0.015	0.013

注) 池上コミュニティセンター局は令和2年度の測定開始であり、環境基準の評価に必要な測定時間(6,000時間)を満たしていないため、参考として測定値をかっこ書きで示した。

資料：「令和5年度 神奈川の大気汚染」（神奈川県HP、令和7年7月閲覧）

## (2) 浮遊粒子状物質

浮遊粒子状物質の令和5年度の測定結果は表3.2-26に示すとおりであり、すべての測定局で環境基準を達成している。また、年平均値の過去5年間の経年変化は表3.2-27に示すとおりであり、横ばい傾向である。

### ※環境基準と評価

環境基準：1時間値の1日平均値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1時間値が $0.20\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること。

短期的評価：日平均値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1時間値が $0.20\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること。

長期的評価：日平均値の年間2%除外値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること。ただし、1日平均値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ を超えた日が2日以上連続しないこと。

表3.2-26 浮遊粒子状物質の測定結果（令和5年度）

区分	市町村名	測定局名	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値が $0.20\text{mg}/\text{m}^3$ を超えた時間数とその割合	日平均値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ を超えた日数とその割合	1時間値の最高値	日平均値の2%除外値	日平均値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ を超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ を超えた日数		
日	時間	$\text{mg}/\text{m}^3$	時間	%	日	%	$\text{mg}/\text{m}^3$	$\text{mg}/\text{m}^3$	有・無	日			
一般局	横須賀市	西行政センター	364	8,722	0.014	0	0.0	0	0.0	0.118	0.033	無	0
一般局		池上コミュニティセンター	363	8,726	0.012	0	0.0	0	0.0	0.087	0.027	無	0
自排局		小川町交差点	364	8,733	0.016	0	0.0	0	0.0	0.173	0.033	無	0

注)「環境基準の長期的評価による日平均値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ を超えた日数」とは、日平均値の高い方から2%の範囲の日平均値を除外した後の日平均値のうち $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ を超えた日数である。ただし、日平均値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ を超えた日が2日以上連続した延日数のうち、2%除外該当日に入っている日数分については除外しない。

資料：「令和5年度 神奈川の大気汚染」(神奈川県HP、令和7年7月閲覧)

表3.2-27 浮遊粒子状物質の年平均値の経年変化

区分	市町村名	測定局名	年平均値 ( $\text{mg}/\text{m}^3$ )				
			令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
一般局	横須賀市	西行政センター	0.017	0.017	0.015	0.015	0.014
一般局		池上コミュニティセンター	—	(0.012)	0.011	0.011	0.012
自排局		小川町交差点	0.019	0.017	0.015	0.015	0.016

注) 池上コミュニティセンター局は令和2年度の測定開始であり、環境基準の評価に必要な測定時間(6,000時間)を満たしていないため、参考として測定値をかっこ書きで示した。

資料：「令和5年度 神奈川の大気汚染」(神奈川県HP、令和7年7月閲覧)

### (3) 微小粒子状物質(PM2.5)

微小粒子状物質の令和5年度の測定結果は、表3.2-28に示すとおりであり、すべての局で環境基準を達成している。また、年平均値の過去5年間の経年変化は表3.2-29に示すとおりであり、横ばい傾向である。

#### ※環境基準と評価

環境基準：1年平均値が $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。

短期基準：日平均値のうち年間98%値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。

長期基準：年平均値が $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。

表3.2-28 微小粒子状物質(PM2.5)の測定結果(令和5年度)

区分	市町村名	測定局名	有効測定日数	年平均値	日平均値年間98%値	日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日数とその割合	年間98%値評価による日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日数	
			日	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	日	%	日
一般局	横須賀市	西行政センター	358	8.5	19.3	0	0.0	0
一般局		池上コミュニティセンター	359	7.6	17.8	0	0.0	0
自排局		小川町交差点	359	8.3	21.0	0	0.0	0

注)「年間98%値評価による日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日数」とは、1年間の日平均値のうち低い方から98%の範囲にあって、かつ $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日数である。

資料:「令和5年度 神奈川の大気汚染」(神奈川県HP、令和7年7月閲覧)

表3.2-29 微小粒子状物質(PM2.5)の年平均値の経年変化

区分	市町村名	測定局名	年平均値( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )				
			令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
一般局	横須賀市	西行政センター	9.7	8.9	8.1	8.0	8.5
一般局		池上コミュニティセンター	—	(8.6)	7.2	7.4	7.6
自排局		小川町交差点	10.4	10.5	8.8	8.3	8.3

注) 池上コミュニティセンター局は令和2年度の測定開始であり、環境基準の評価に必要な測定時間(6,000時間)を満たしていないため、参考として測定値をかっこ書きで示した。

資料:「令和5年度 神奈川の大気汚染」(神奈川県HP、令和7年7月閲覧)

#### (4) 光化学オキシダント

光化学オキシダントの令和5年度の測定結果は、表3.2-30に示すとおりであり、すべての局で環境基準を達成している。また、日最高1時間値の年平均値の過去5年間の経年変化は表3.2-31に示すとおりであり、横ばい傾向である。

##### ※環境基準と評価

環境基準：1時間値が0.06ppm以下であること。

環境基準の評価：昼間（午前5時から午後8時まで）の1時間が0.06ppm以下であること。

表3.2-30 光化学オキシダントの測定結果（令和5年度）

区分	市町村名	測定局名	昼間測定日数	昼間測定時間	昼間の1時間値の年平均値	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数と時間数	昼間の1時間値が0.12ppm以上の日数と時間数	昼間の1時間値の最高値	昼間の日最高1時間値の年平均値
			日	時間	ppm	日	時間	日	時間
一般局	横須賀市	西行政センター	366	5,405	0.036	82	397	0	0.105
一般局		池上コミュニティセンター	366	5,414	0.032	54	245	0	0.097

資料：「令和5年度 神奈川の大気汚染」（神奈川県HP、令和7年7月閲覧）

表3.2-31 光化学オキシダントの日最高1時間値の年平均値の経年変化

区分	市町村名	測定局名	年平均値 (ppm)				
			令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
一般局	横須賀市	西行政センター	0.048	0.047	0.049	0.047	0.049
一般局		池上コミュニティセンター	—	0.043	0.046	0.043	0.045

注）池上コミュニティセンター局は令和2年度の測定開始である。

資料：「令和5年度 神奈川の大気汚染」（神奈川県HP、令和7年7月閲覧）

## (5) 二酸化硫黄

二酸化硫黄の令和5年度の測定結果は、表3.2-32に示すとおりであり、環境基準を達成している。また、年平均値の過去5年間の経年変化は表3.2-33に示すとおりであり、横ばい傾向である。

### ※環境基準と評価

環境基準：1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。

短期的評価：平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。

長期的評価：日平均値の年間2%除外値が0.04ppm以下であること。ただし、日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続しないこと。

表3.2-32 二酸化硫黄の測定結果（令和5年度）

区分	市町村名	測定局名	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値が0.1ppmを超えた時間数とその割合		日平均値が0.04ppmを超えた日数とその割合	1時間値の最高値	日平均値の2%除外値	日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が0.04ppmを超えた日数
						日	時間					
一般局	横須賀市	池上コミュニティセンター	364	8,576	0.001	0	0.0	0	0.0	0.021	0.002	無

資料：「令和5年度 神奈川の大気汚染」（神奈川県HP、令和7年7月閲覧）

表3.2-33 二酸化硫黄の年平均値の経年変化

区分	市町村名	測定局名	年平均値 (ppm)				
			令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
一般局	横須賀市	池上コミュニティセンター	—	(0.001)	0.001	0.001	0.001

注) 池上コミュニティセンター局は令和2年度の測定開始であり、環境基準の評価に必要な測定時間(6,000時間)を満たしていないため、参考として測定値をかつて書きで示した。

資料：「令和5年度 神奈川の大気汚染」（神奈川県HP、令和7年7月閲覧）

## (6) 一酸化炭素

一酸化炭素の令和5年度の測定結果は表3.2-34に示すとおりであり、環境基準を達成している。また、年平均値の過去5年間の経年変化は表3.2-35に示すとおりであり、横ばい傾向である。

### ※環境基準と評価

環境基準：1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。

環境基準の評価：日平均値の年間2%除外値が10ppm以下であること。ただし、1日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続しないこと。

表3.2-34 一酸化炭素の測定結果（令和5年度）

区分	市町村名	測定期名	測定日数	測定時間	年平均値	8時間値が20ppmを超えた回数とその割合		日平均値が10ppmを超えた日数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の2%除外値	日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が10ppmを超えた日数		
						日	時間	ppm	時間	%	日	%	ppm	ppm	有・無
自排局	横須賀市	小川町交差点	364	8,704	0.2	0	0.0	0	0.0	1.3	0.5	無	0		

資料：「令和5年度 神奈川の大気汚染」（神奈川県HP、令和7年7月閲覧）

表3.2-35 一酸化炭素の年平均値の経年変化

区分	市町村名	測定期名	年平均値(ppm)				
			令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自排局	横須賀市	小川町交差点	0.3	0.3	0.3	0.3	0.2

資料：「令和5年度 神奈川の大気汚染」（神奈川県HP、令和7年7月閲覧）

## (7) 炭化水素

非メタン系炭化水素の令和5年度の測定結果は表3.2-36に示すとおりである。

なお、非メタン系炭化水素には環境基準は設定されておらず、中央公害対策審議会答申(昭和51年8月13日)による指針値が示されている。

令和5年度は、西行政センターで0.20ppmCを超えた日数は28日、0.31ppmCを超えた日数は8日、池上コミュニティセンターで0.20ppmCを超えた日数は52日、0.31ppmCを超えた日数は12日であった。

また、年平均値の過去5年間の経年変化は表3.2-37に示すとおりであり、減少傾向にある。

### ※指針値

光化学オキシダントの環境基準である1時間値の0.06ppmに対応する非メタン炭化水素の濃度として、「午前6時～9時の3時間平均値が0.20ppmC～0.31ppmC」

表3.2-36 非メタン系炭化水素の測定結果(令和5年度)

区分	市町村名	測定局名	測定時間	年平均値	6時～9時における年平均値	6時～9時測定日数	6時～9時3時間平均値		6時～9時の3時間平均値が0.20ppmCを超えた日数とその割合	6時～9時の3時間平均値が0.31ppmCを超えた日数とその割合
							最高値	最低値		
時間				ppmC	ppmC	日	ppmC	ppmC	日	%
一般局	横須賀市	西行政センター	8,468	0.08	0.09	356	0.48	0.01	28	7.9
一般局	横須賀市	池上コミュニティセンター	8,602	0.11	0.13	365	0.46	0.01	52	14.2
									8	2.2
									12	3.3

資料:「令和5年度 神奈川の大気汚染」(神奈川県HP、令和7年7月閲覧)

表3.2-37 非メタン系炭化水素の年平均値の経年変化

区分	市町村名	測定局名	6時～9時における年平均値(ppmC)				
			令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
一般局	横須賀市	西行政センター	0.10	0.09	0.09	0.08	0.08
一般局	横須賀市	池上コミュニティセンター	—	(0.16)	0.13	0.11	0.11

注) 池上コミュニティセンター局は令和2年度の測定開始であり、環境基準の評価に必要な測定時間(6,000時間)を満たしていないため、参考として測定値をかつこ書きで示した。

資料:「令和5年度 神奈川の大気汚染」(神奈川県HP、令和7年7月閲覧)

## 2. 水質汚濁

### (1) 公共用水域の水質

実施区域及び周辺地域の公共用水域の水質測定地点は、表 3.2-38 及び図 3.2-13 に示すとおりである。水質測定は、鷹取川、平作川、松越川、下山川、森戸川、田越川にそれぞれ 1 地点ずつの計 6 地点で行われている。

令和 5 年度の測定結果は、表 3.2-39 に示すとおりである。また、BOD75% 値の経年変化は表 3.2-40 に示すとおりであり、森戸川森戸橋以外の地点で横ばい傾向にある。

なお、人の健康の保護に関する項目等については、表 3.2-41 に示すとおりである。

表 3.2-38 公共用水域の水質測定地点

水域名	河川名	水質測定地点	類型区分
鷹取川	鷹取川	1. 追浜橋	B
平作川	平作川	2. 夫婦橋	B
松越川	松越川	3. 竹川合流後	C
下山川	下山川	4. 下山橋	C
森戸川	森戸川	5. 森戸橋	C
田越川	田越川	6. 渚橋	B

資料：「令和 5 年度神奈川県公共用水域及び地下水の水質測定結果」（令和 6 年 12 月、神奈川県）

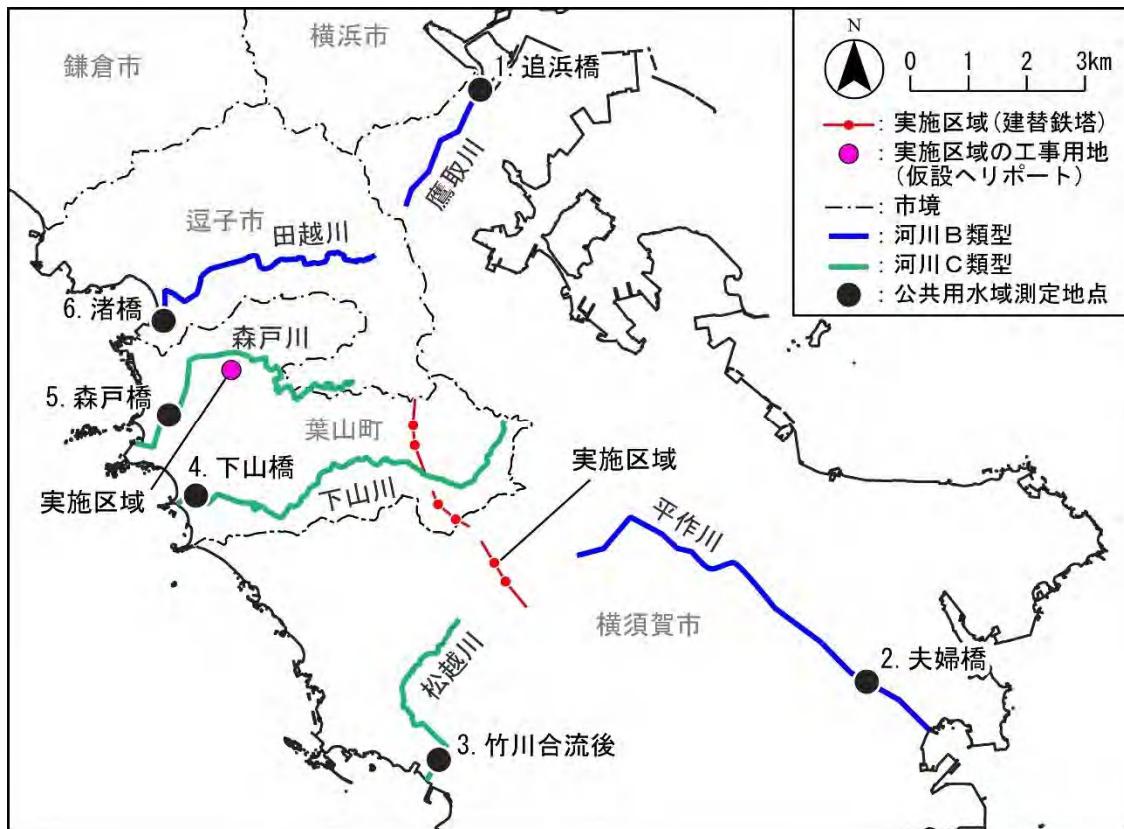


図 3.2-13 公共用水域の水質調査地点

表 3.2-39 公共用水域の水質測定結果(令和5年度)

河川名	鷹取川	平作川	松越川	下山川	森戸川	田越川	環境基準
測定地点	1. 追浜橋	2. 夫婦橋	3. 竹川合流後	4. 下山橋	5. 森戸橋	6. 渚橋	
類型指定	B	B	C	C	C	B	
水素イオン濃度(pH)	7.6~8.3	7.7~8.2	7.7~8.8	7.7~8.7	7.7~8.1	7.9~8.1	6.5以上 8.5以下
生物化学的酸素要求量(BOD)(mg/L)	1.9	1.3	1.5	2.1	3.8	1.3	B:3以下 C:5以下
化学的酸素要求量(COD)(mg/L)	3.4	2.8	6.1	7.0	8.8	4.0	—
浮遊物質量(SS)(mg/L)	3	3	9	9	6	4	B:25以下 C:50以下
溶存酸素量(DO)(mg/L)	7.7	7.6	8.5	8.4	7.0	7.8	5以上
大腸菌数(CFU/100mL)	2200	3600	3700	2800	6800	5800	B:1000以下 C:—
n-ヘキサン抽出物質(mg/L)	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	—
全窒素(mg/L)	0.91	0.95	2.8	3.4	6.5	0.81	—
全燐(mg/L)	0.094	0.080	0.29	0.47	0.61	0.072	—
全亜鉛(mg/L)	0.021	0.025	0.017	0.009	0.018	0.006	0.03以下
ノニルフェノール(mg/L)	<0.00006	<0.00006	<0.00006	<0.00006	<0.00006	<0.00006	0.002以下
L A S(mg/L)	0.0063	0.0027	0.0084	0.0087	0.011	<0.0006	0.05以下

注) 表中の網掛けは、基準値を上回っていることを示す。

資料:「令和5年度神奈川県公共用水域及び地下水の水質測定結果」(令和6年12月、神奈川県)

表 3.2-40 公共用水域のBOD75%値の経年変化

河川名	水質測定地点	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
鷹取川	1. 追浜橋	1.3	1.8	2.0	1.9	1.9
平作川	2. 夫婦橋	2.1	1.8	2.7	1.7	1.3
松越川	3. 竹川合流後	1.6	2.0	1.4	1.6	1.5
下山川	4. 下山橋	2.1	2.4	2.0	1.5	2.1
森戸川	5. 森戸橋	2.2	3.7	5.9	11	3.8
田越川	6. 渚橋	1.1	1.1	1.3	1.2	1.3

資料:「令和5年度神奈川県公共用水域及び地下水の水質測定結果」(令和6年12月、神奈川県)

表 3.2-41 公共用水域の水質測定結果(令和5年度/人の健康の保護に関する項目等)

項目	単位	鷹取川 1. 追浜橋	平作川 2. 夫婦橋	松越川 3. 竹川合流後	下山川 4. 下山橋	森戸川 5. 森戸橋	田越川 6. 渚橋	基準値等
カドミウム	mg/L	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003mg/L 以下
全シアン	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	検出されないこと。
鉛	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.01mg/L 以下
六価クロム	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.02mg/L 以下
砒素	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.01mg/L 以下
総水銀	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005mg/L 以下
PCB	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	検出されないこと。
ジクロロメタン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.1mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロパン	mg/L	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.002mg/L 以下
チウラム	mg/L	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006mg/L 以下
シマジン	mg/L	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02mg/L 以下
ベンゼン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.01mg/L 以下
セレン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.01mg/L 以下
1,4-ジオキサン	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.05mg/L 以下
ふつ素	mg/L	—	—	0.32	0.18	0.24	—	0.8mg/L 以下
ほう素	mg/L	—	—	1.2	0.45	0.81	—	1mg/L 以下
亜硝酸性窒素	mg/L	<0.05	<0.05	0.07	0.09	0.30	<0.05	0.04mg/L 以下 <sup>注2</sup>
硝酸性窒素	mg/L	0.40	0.63	1.9	2.4	2.6	0.38	—
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	0.4	0.6	1.9	2.4	2.9	0.4	10mg/L 以下
フェノール類	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.08mg/L 以下 <sup>注1</sup>
銅	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	—
溶解製鉄	mg/L	0.03	<0.02	0.02	0.04	0.04	<0.02	0.3mg/L 以下 <sup>注2</sup>
溶解性マンガン	mg/L	0.19	0.05	0.36	0.01	0.01	0.03	0.05mg/L 以下 <sup>注2</sup>
総クロム	mg/L	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	—
EPN	mg/L	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006mg/L 以下 <sup>注1</sup>
ニッケル	mg/L	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	—
アンモニア性窒素	mg/L	0.14	0.09	0.11	0.29	2.0	0.09	—
燐酸態燐	mg/L	0.071	0.064	0.24	0.43	0.56	0.056	—
電気伝導率	mS/m	—	—	1298	478	1034	3583	—
塩化物イオン	mg/L	—	—	4875	3320	4275	12730	200mg/L 以下 <sup>注2</sup>
陰イオン界面活性剤	mg/L	<0.03	0.03	0.04	<0.03	<0.03	<0.03	0.2mg/L 以下 <sup>注2</sup>

注) 1. 「水質汚濁に係る要監視項目」の指針値

2. 「水道法」の「水道水質基準」

表中の網掛けは、基準値を上回っていることを示す。

資料:「令和5年度神奈川県公共用水域及び地下水の水質測定結果」(令和6年12月、神奈川県)

## (2) 地下水汚染

実施区域及び周辺地域の地下水の令和5年度の水質測定結果は、表3.2-42(1)～(2)に示すとおりである。

表3.2-42(1) 地下水の水質測定結果(令和5年度)

測定区分	定点調査		メッシュ調査		基準値等
測定機関	横須賀市	神奈川県	横須賀市	横須賀市	
測定地点	小原台	葉山町一色	走水	三春町	
深度区分	浅井戸	浅井戸	浅井戸	浅井戸	
用途区分	生活用水	生活用水	生活用水	生活用水	
測定年月	R5.10	R5.10	R5.10	R5.10	
カドミウム	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003mg/L以下
全シアン	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	検出されないこと。
鉛	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.01mg/L以下
六価クロム	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.02mg/L以下
砒素	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.01mg/L以下
総水銀	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005mg/L以下
PCB	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	検出されないこと。
ジクロロメタン	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.02mg/L以下
四塩化炭素	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002mg/L以下
クロロエチレン	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.004mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.1mg/L以下
1,2-ジクロロエチレン	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.04mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	1mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.006mg/L以下
トリクロロエチレン	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.01mg/L以下
テトラクロロエチレン	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.01mg/L以下
1,3-ジクロロプロパン	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.002mg/L以下
チウラム	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006mg/L以下
シマジン	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003mg/L以下
チオベンカルブ	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02mg/L以下
ベンゼン	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.01mg/L以下
セレン	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.01mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	2.7	<0.10	0.16	4.6	10mg/L以下
ふつ素	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	0.8mg/L以下
ほう素	0.02	0.053	0.02	0.03	1mg/L以下
1,4-ジオキサン	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.05mg/L以下
電気伝導率(mS/m)	43	29	49	20	—
pH	7.1	6.8	8.1	7.0	—
水温	22.0	18.5	20.0	21.0	—
臭気	無臭	腐敗臭	無臭	無臭	—
外観	無色	有色	無色	無色	—

資料：「令和5年度神奈川県公共用水域及び地下水の水質測定結果」（令和6年12月、神奈川県）

表 3.2-42(2) 地下水の水質測定結果(令和5年度)

測定区分	継続監視調査					基準値等
測定機関	横須賀市	横須賀市	横須賀市	横須賀市	神奈川県	
測定地点	長井	長井	津久井	佐島	逗子市小坪	
深度区分	浅井戸	浅井戸	浅井戸	浅井戸	浅井戸	
用途区分	生活用水	生活用水	生活用水	生活用水	生活用水	
測定年月	R5.10	R5.10	R5.10	R5.10	R5.10	
カドミウム	—	—	—	—	—	0.003mg/L 以下
全シアン	—	—	—	—	—	検出されないこと。
鉛	—	—	—	—	—	0.01mg/L 以下
六価クロム	—	—	—	—	—	0.02mg/L 以下
砒素	—	—	—	—	0.011	0.01mg/L 以下
総水銀	—	—	—	—	—	0.0005mg/L 以下
PCB	—	—	—	—	—	検出されないこと。
ジクロロメタン	—	—	—	—	—	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	—	—	—	—	—	0.002mg/L 以下
クロロエチレン	—	—	—	—	—	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	—	—	—	—	—	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	—	—	—	—	—	0.1mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	—	—	—	—	—	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	—	—	—	—	—	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	—	—	—	—	—	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	—	—	—	—	—	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	—	—	—	—	—	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	—	—	—	—	—	0.002mg/L 以下
チウラム	—	—	—	—	—	0.006mg/L 以下
シマジン	—	—	—	—	—	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	—	—	—	—	—	0.02mg/L 以下
ベンゼン	—	—	—	—	—	0.01mg/L 以下
セレン	—	—	—	—	—	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	23	21	53	16	—	10mg/L 以下
ふつ素	—	—	—	—	—	0.8mg/L 以下
ほう素	—	—	—	—	—	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	—	—	—	—	—	0.05mg/L 以下
電気伝導率(mS/m)	55	52	92	78	38	—
pH	7.1	7.4	6.8	7.7	7.1	—
水温	20.0	21.2	16.5	18.3	18.2	—
臭気	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	—
外観	無色	無色	無色	無色	無色	—

注) 表中の網掛けは、基準値を上回っていることを示す。

資料:「令和5年度神奈川県公共用水域及び地下水の水質測定結果」(令和6年12月、神奈川県)

### 3. 土壤汚染

「土壤汚染対策法に基づく要措置区域・形質変更時要届出区域」（横須賀市ホームページ、令和7年7月閲覧）によると、横須賀市内には要措置区域はないが、形質変更時要届出区域は表3.2-43に示す28件が存在する。「神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づく公表について」（横須賀市ホームページ、令和7年9月閲覧）によると、横須賀市内には土壤の汚染状態が基準に適合していないと認める土地が2件存在する。

なお、「神奈川県内の汚染された区域の指定情報」（神奈川県ホームページ、令和7年7月閲覧）によると、令和7年7月現在、逗子市と葉山町には要措置区域及び形質変更時要届出区域は存在しない。「県条例に基づく汚染された土地の公表状況」（神奈川県ホームページ、令和7年9月閲覧）によると、令和7年7月現在、逗子市と葉山町には土壤の汚染状態が基準に適合していないと認める土地は存在しない。

表 3.2-43 形質変更時要届出区域の状況(横須賀市)

指定番号	指定年月日	形質変更時要届出区域の所在地	形質変更時要届出区域の概況	面積(m <sup>2</sup> )	環境省令で定める基準に適合しない特定有害物質			第14条 申請時に 新規への 指定	試料採 取等に おける 深さの 規定	調査の 省略の 有無	汚染の除去等 の措置の 状況	区域の 種類※
					溶出量基準に適合しない特 定有害物質	第二溶出量基準に適合し ない特定有害物質	含有量基準に適合しない特 定有害物質					
指-03号	平成18年6月12日 平成26年12月26日	米が浜通2丁目7番25、深田台97番2 及び同97番の各一部	駐車場(分 析機間跡地)	926.88	砒素及びその化合物	-	-	○	-	-	一部実施済み	自然
指-06号	平成19年2月13日	内川1丁目117番2、117番7、176番10、 327番2、327番3、328番1、328番5、331 番1、331番4、387番21及び03番19	工場跡地	695.6	-	テトラクロロエチレン	-	-	-	-	未実施	-
指-08号	平成23年4月25日	東浦賀2丁目85番6及び67番16の各 一部	事業場跡地	2,218	-	砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物	鉛及びその化合物 ふっ素及びその化合物	○	-	○	一部実施済み	-
指-09号	平成23年9月20日 平成25年2月10日	長沢3丁目2913番3ほか96番 ※筆の詳細については別表参照	農地、宅地、 道路地	11,947.95	セレン及びその化合物 鉛及びその化合物 砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物	-	-	○	-	○	未実施	自然
指-10号	平成23年9月20日 令和2年2月25日	久里浜1丁目381番4の一部	公園	1,400	鉛及びその化合物 ふっ素及びその化合物	-	鉛及びその化合物	○	-	-	未実施	-
指-11号	平成24年1月25日	衣笠町564番5ほか74番 ※筆の詳細については別表参照	山林、焼地	20,730.2	セレン及びその化合物 砒素及びその化合物	-	-	○	-	○	未実施	自然
指-13号	平成24年7月10日 平成25年11月11日	船越町7丁目72番3及び72番5の各 一部	事業場敷地	3,832.39	セレン及びその化合物 砒素及びその化合物	-	-	○	-	-	未実施	自然
指-14号	平成25年3月25日	田浦町無番地の一部、1275番、1276 番の一部、1277番、1278番の一部、 1279番の一部、1280番、1281番 の一部、1281番12、1288番及び1289番	事業場跡地	4,802.7	-	カドミウム及びその化合物 六価クロム化合物 シアノ化合物 水銀及びその化合物 セレン及びその化合物 鉛及びその化合物 砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物 ほう素及びその化合物	カドミウム及びその化合物 六価クロム化合物 シアノ化合物 水銀及びその化合物 セレン及びその化合物 鉛及びその化合物 砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物 ほう素及びその化合物	-	-	○	未実施	-
指-17号	平成27年1月26日	衣笠町540番5、545番2、549番2、549番 5、551番2、552番2、559番2、559番 9、559番1の一部、537番2、589番2、589 番3の一部、594番2、598番2、605番2、612番 2、613番2	山林	4,738.9	セレン及びその化合物 砒素及びその化合物	-	-	○	-	○	未実施	-
指-18号	平成27年3月25日	平成2丁目2172番5、2172番2、2174番 2、2175番2、2178番4、2180番3、2181 番2、2182番7、2182番8、2182番17、 2182番18、2182番19、2182番20、2191 番3、2194番4	山林	3,849.5	セレン及びその化合物 鉛及びその化合物 砒素及びその化合物	-	-	○	-	○	未実施	-
指-19号	平成27年5月26日 平成28年7月25日 平成30年5月25日	船越町一丁目284番1、287番3、289番、 290番、317番及び318番の各一部並び に同316番及び316番	事業場跡地	8,855.99	鉛及びその化合物 水銀及びその化合物	-	鉛及びその化合物	○	-	-	一部実施済み	-
指-20号	平成27年7月10日 平成29年7月25日	浦郷町5丁目2931番15、2931番33、 2931番34、2931番35及び2931番36	事業場跡地	12,299.64	六価クロム化合物 ふっ素及びその化合物 ボリ塩化ビフェュール	シアノ化合物 砒素及びその化合物	カドミウム及びその化合物 鉛及びその化合物	○	-	○	一部実施済み	-
指-21号	平成28年6月10日	西蒲賀4丁目25番1の一部	事業場跡地	2,032.47	-	水銀及びその化合物 鉛及びその化合物 砒素及びその化合物	水銀及びその化合物 鉛及びその化合物 砒素及びその化合物	-	-	○	未実施	-
指-22号	平成29年3月10日	浦郷町5丁目2931番14、2931番31及び 2931番47の各一部	事業場	2,197.03	-	砒素及びその化合物	鉛及びその化合物	○	-	-	未実施	-
指-23号	平成29年3月10日 平成29年12月10日 平成31年3月25日 平成31年4月25日 令和2年2月25日 令和2年12月25日	久里浜9丁目2260番3、2260番10、 2260番13、2260番4及び2260番27の 各一部	事業場	11,950.6	六価クロム化合物 セレン及びその化合物 鉛及びその化合物 砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物 ほう素及びその化合物	-	鉛及びその化合物	○	-	-	一部実施済み	埋立
指-24号	平成29年11月27日 令和6年11月25日 令和6年12月25日	船越町1丁目284番3、284番8、田浦港 446番2、446番5、446番22、446番 23、446番24、田浦町6丁目50番1及び 50番2の各一部	事業場跡地	12,375.9	六価クロム化合物 フッ素及びその化合物 セレン及びその化合物 鉛及びその化合物 砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物	水銀及びその化合物	鉛及びその化合物	○	-	-	未実施	-
指-25号	平成30年2月13日	久里浜1丁目381番23の一部	未利用地	407.5	ふっ素及びその化合物	-	-	○	-	-	未実施	-
指-26号	平成31年1月10日	長井6丁目5359番2の一部	事業場	2,956.3	-	水銀及びその化合物	鉛及びその化合物	-	-	-	未実施	-
指-27号	平成31年4月10日	走水2丁目1069番17の一部	未利用地	74.1	鉛及びその化合物	-	-	○	-	-	未実施	-
指-29号	令和2年12月25日	浦賀4丁目7番1、7番11、7番13及び8 番1の各一部並びに浦賀4丁目8番1 地先	事業場	20,692.9	六価クロム化合物 シアノ化合物 水銀及びその化合物 セレン及びその化合物 鉛及びその化合物 砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物 ほう素及びその化合物	クロロエチレン 1,1-ジクロロエチレン 1,2-ジクロロエチレン トリクロロエチレン	鉛及びその化合物	○	-	○	未実施	-
指-30号	令和3年7月12日 令和5年2月10日	走水1丁目930番及び1997番の各一部	事業場	116.6	六価クロム化合物	-	鉛及びその化合物	-	○	-	未実施	-
指-32号	令和4年11月25日 令和4年3月25日 令和4年9月25日	稲町82番6の一部	事業場	1,227.9	砒素及びその化合物 鉛及びその化合物	水銀及びその化合物	-	-	-	-	未実施	-
指-34号	令和4年12月12日 令和5年9月11日 令和7年7月25日	夏島町19番2、20番2及び20番4の 一部	事業場	5,647.5	-	ふっ素及びその化合物	鉛及びその化合物	-	-	○	未実施	埋立
指-35号	令和5年8月10日	汐見台2丁目9番34の一部及び9番76	事業場	142.77	-	クロロエチレン 1,1-ジクロロエチレン 1,2-ジクロロエチレン トリクロロエチレン トリクロロエチレン	-	-	-	○	未実施	-
指-36号	令和5年9月25日 令和6年5月10日	夏島町1番1の一部	事業場	4,226.2	鉛及びその化合物	六価クロム化合物 ふっ素及びその化合物	鉛及びその化合物 ふっ素及びその化合物	-	-	○	未実施	-
指-37号	令和5年11月27日	緑が丘28番1の一部	事業場	141.88	水銀及びその化合物	-	-	-	-	-	未実施	-
指-38号	令和6年12月25日	神明町58番7の一部	事業場	2,465.58	六価クロム化合物 セレン及びその化合物 砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物 ほう素及びその化合物	鉛及びその化合物	鉛及びその化合物	-	-	-	未実施	-
指-39号	令和7年8月12日	船越町1丁目201番1及び201番3の各 一部	事業場	19,801.71	カドミウム及びその化合物 シアノ化合物 砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物 ほう素及びその化合物	六価クロム化合物 クロロエチレン 1,1-ジクロロエチレン 1,2-ジクロロエチレン トリクロロエチレン 鉛及びその化合物	カドミウム及びその化合物 鉛及びその化合物	-	-	○	未実施	-

※土壤汚染対策規則第58条第5項第10号の区域のうち該当するものについて記載。自然…自然由来特例区域、埋立…埋立特例区域、理待…理待特例区域、埋管…埋立地管理区域、隣海…隣海部特例区域。

別表

指定番号	形質変更時要届出区域の所在地の詳細										
指-09号	長沢3丁目117番5の一部、212番1、212番2の一部、212番3、212番4、212番5、213番3及び4 長沢3丁目1467番1、1467番5、1467番6、1468番1、1468番4、1469番1、1469番4、1472番1の一部、1472番2の一部、1473番1の一部、2120番1、2121番1、2122番2、2123番2、2125番2、2161番1の一部、2178番2、2178番5、2178番6、2178番7、2178番8の一部、2179番1、2179番2、2179番3、2179番4、2179番5、2179番6、2179番7、2179番8の一部、2181番1、2182番1、2182番2、2182番3、2182番4、2182番5、2182番6、2182番7、2182番8の一部、2183番1、2183番2、2183番3、2183番4、2183番5、2183番6、2183番7の一部、2187番1、2187番2、2193番3、2194番1、2194番2、2194番3、2194番4、2194番5、2194番6、2194番7、2194番8、2194番9、2194番10、2194番11、2194番12、2194番13の一部、2941番1、2941番2、2941番3、2941番4、2941番5、2941番6、2941番7、2941番8、2941番9、2941番10、2941番11、2941番12の一部、2941番13の一部、2942番1、2942番2、2942番3、2942番4、2942番5、2942番6、2942番7、2942番8、2942番9、2942番10、2942番11、2942番12、2942番13の一部、2943番1、2943番2、2943番3、2943番4、2943番5、2943番6、2943番7、2943番8、2943番9、2943番10、2943番11、2943番12、2943番13の一部、2944番1、2944番2、2944番3、2944番4、2944番5、2944番6、2944番7、2944番8、2944番9、2944番10、2944番11、2944番12、2944番13の一部、2945番1、2945番2、2945番3、2945番4、2945番5、2945番6、2945番7、2945番8、2945番9、2945番10、2945番11、2945番12、2945番13の一部、2946番1、2946番2、2946番3、2946番4、2946番5、2946番6、2946番7、2946番8、2946番9、2946番10、2946番11、2946番12、2946番13の一部、2947番1、2947番2、2947番3、2947番4、2947番5、2947番6、2947番7、2947番8、2947番9、2947番10、2947番11、2947番12、2947番13の一部、2948番1、2948番2、2948番3、2948番4、2948番5、2948番6、2948番7、2948番8、2948番9、2948番10、2948番11、2948番12、2948番13の一部、2949番1、2949番2、2949番3、2949番4、2949番5、2949番6、2949番7、2949番8、2949番9、2949番10、2949番11、2949番12、2949番13の一部、2950番1、2950番2、2950番3、2950番4、2950番5、2950番6、2950番7、2950番8、2950番9、2950番10、2950番11、2950番12、2950番13の一部、2951番1、2951番2、2951番3、2951番4、2951番5、2951番6、2951番7、2951番8、2951番9、2951番10、2951番11、2951番12、2951番13の一部、2952番1、2952番2、2952番3、2952番4、2952番5、2952番6、2952番7、2952番8、2952番9、2952番10、2952番11、2952番12、2952番13の一部、2953番1、2953番2、2953番3、2953番4、2953番5、2953番6、2953番7、2953番8、2953番9、2953番10、2953番11、2953番12、2953番13の一部、2954番1、2954番2、2954番3、2954番4、2954番5、2954番6、2954番7、2954番8、2954番9、2954番10、2954番11、2954番12、2954番13の一部、2955番1、2955番2、2955番3、2955番4、2955番5、2955番6、2955番7、2955番8、2955番9、2955番10、2955番11、2955番12、2955番13の一部、2956番1、2956番2、2956番3、2956番4、2956番5、2956番6、2956番7、2956番8、2956番9、2956番10、2956番11、2956番12、2956番13の一部、2957番1、2957番2、2957番3、2957番4、2957番5、2957番6、2957番7、2957番8、2957番9、2957番10、2957番11、2957番12、2957番13の一部、2958番1、2958番2、2958番3、2958番4、2958番5、2958番6、2958番7、2958番8、2958番9、2958番10、2958番11、2958番12、2958番13の一部、2959番1、2959番2、2959番3、2959番4、2959番5、2959番6、2959番7、2959番8、2959番9、2959番10、2959番11、2959番12、2959番13の一部、2960番1、2960番2、2960番3、2960番4、2960番5、2960番6、2960番7、2960番8、2960番9、2960番10、2960番11、2960番12、2960番13の一部、2961番1、2961番2、2961番3、2961番4、2961番5、2961番6、2961番7、2961番8、2961番9、2961番10、2961番11、2961番12、2961番13の一部、2962番1、2962番2、2962番3、2962番4、2962番5、2962番6、2962番7、2962番8、2962番9、2962番10、2962番11、2962番12、2962番13の一部、2963番1、2963番2、2963番3、2963番4、2963番5、2963番6、2963番7、2963番8、2963番9、2963番10、2963番11、2963番12、2963番13の一部、2964番1、2964番2、2964番3、2964番4、2964番5、2964番6、2964番7、2964番8、2964番9、2964番10、2964番11、2964番12、2964番13の一部、2965番1、2965番2、2965番3、2965番4、2965番5、2965番6、2965番7、2965番8、2965番9、2965番10、2965番11、2965番12、2965番13の一部、2966番1、2966番2、2966番3、2966番4、2966番5、2966番6、2966番7、2966番8、2966番9、2966番10、2966番11、2966番12、2966番13の一部、2967番1、2967番2、2967番3、2967番4、2967番5、2967番6、2967番7、2967番8、2967番9、2967番10、2967番11、2967番12、2967番13の一部、2968番1、2968番2、2968番3、2968番4、2968番5、2968番6、2968番7、2968番8、2968番9、2968番10、2968番11、2968番12、2968番13の一部、2969番1、2969番2、2969番3、2969番4、2969番5、2969番6、2969番7、2969番8、2969番9、2969番10、2969番11、2969番12、2969番13の一部、2970番1、2970番2、2970番3、2970番4、2970番5、2970番6、2970番7、2970番8、2970番9、2970番10、2970番11、2970番12、2970番13の一部、2971番1、2971番2、2971番3、2971番4、2971番5、2971番6、2971番7、2971番8、2971番9、2971番10、2971番11、2971番12、2971番13の一部、2972番1、2972番2、2972番3、2972番4、2972番5、2972番6、2972番7、2972番8、2972番9、2972番10、2972番11、2972番12、2972番13の一部、2973番1、2973番2、2973番3、2973番4、2973番5、2973番6、2973番7、2973番8、2973番9、2973番10、2973番11、2973番12、2973番13の一部、2974番1、2974番2、2974番3、2974番4、2974番5、2974番6、2974番7、2974番8、2974番9、2974番10、2974番11、2974番12、2974番13の一部、2975番1、2975番2、2975番3、2975番4、2975番5、2975番6、2975番7、2975番8、2975番9、2975番10、2975番11、2975番12、2975番13の一部、2976番1、2976番2、2976番3、2976番4、2976番5、2976番6、2976番7、2976番8、2976番9、2976番10、2976番11、2976番12、2976番13の一部、2977番1、2977番2、2977番3、2977番4、2977番5、2977番6、2977番7、2977番8、2977番9、2977番10、2977番11、2977番12、2977番13の一部、2978番1、2978番2、2978番3、2978番4、2978番5、2978番6、2978番7、2978番8、2978番9、2978番10、2978番11、2978番12、2978番13の一部、2979番1、2979番2、2979番3、2979番4、2979番5、2979番6、2979番7、2979番8、2979番9、2979番10、2979番11、2979番12、2979番13の一部、2980番1、2980番2、2980番3、2980番4、2980番5、2980番6、2980番7、2980番8、2980番9、2980番10、2980番11、2980番12、2980番13の一部、2981番1、2981番2、2981番3、2981番4、2981番5、2981番6、2981番7、2981番8、2981番9、2981番10、2981番11、2981番12、2981番13の一部、2982番1、2982番2、2982番3、2982番4、2982番5、2982番6、2982番7、2982番8、2982番9、2982番10、2982番11、2982番12、2982番13の一部、2983番1、2983番2、2983番3、2983番4、2983番5、2983番6、2983番7、2983番8、2983番9、2983番10、2983番11、2983番12、2983番13の一部、2984番1、2984番2、2984番3、2984番4、2984番5、2984番6、2984番7、2984番8、2984番9、2984番10、2984番11、2984番12、2984番13の一部、2985番										

#### 4. 騒音・振動

横須賀市では、市内の幹線道路 7 路線 7 地点（年 1 回）で道路交通騒音及び振動の測定を実施している。また、逗子市では毎年 2 路線について自動車騒音の常時監視を行っている。なお、葉山町では、騒音・振動の調査は公表されていない。

横須賀市の道路交通騒音・振動の測定地点及び逗子市の令和 2 年～令和 6 年度の自動車騒音の常時監視路線は図 3.2-14 に、また、横須賀市の測定結果は表 3.2-44(1)～(3)に、逗子市の環境基準の達成状況は表 3.2-45 にそれぞれ示すとおりである。

なお、騒音に係る環境基準、道路交通音の要請限度及び道路交通振動の要請限度は、表 3.2-46(1)～(3)に示すとおりである。

道路交通振動については、すべての測定地点で要請限度を下回っている。

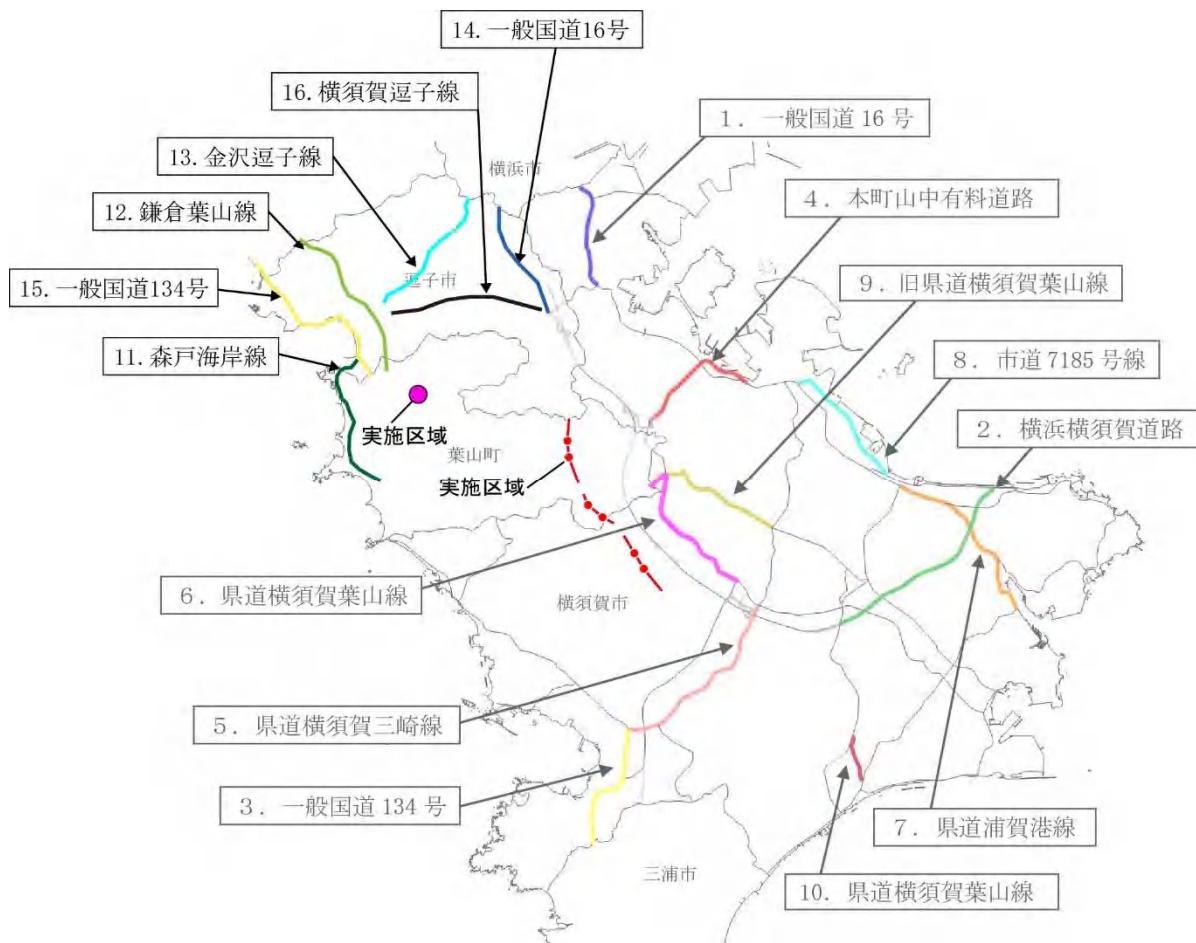


図 3.2-14 道路交通騒音・振動及び自動車騒音監視地点

表 3.2-44(1) 道路交通騒音・振動調査及び面的評価の結果(横須賀市/騒音レベル/令和2~令和6年度)

単位:デシベル

No.	路線名	測定場所	測定年度	用途地域及び車線数	時間区分	測定値(等価騒音レベル)	環境基準		要請限度	
							適否	基準値	適否	限度値
1	県道横須賀三崎線	武1-21-1地先	令和6年度	第一種住居地域	昼間	68	○	70	○	75
				2車線	夜間	64	○	65	○	70
2	県道横須賀葉山線	大矢部2-6-20地先	令和6年度	準工業地域	昼間	70	○	70	○	75
				4車線	夜間	65	○	65	○	70
3	県道横須賀逗子線	船越町3-1地先	令和5年度	第一種住居地域	昼間	68	○	70	○	75
				2車線	夜間	65	○	65	○	70
4	横浜横須賀道路	阿部倉32地先	令和4年度	市街化調整区域	昼間	67	○	70	○	75
				4車線	夜間	61	○	65	○	70
5	県道横須賀三崎線	小矢部3-3-4地先	令和4年度	第一種住居地域	昼間	68	○	70	○	75
				4車線	夜間	63	○	65	○	70
6	三浦縦貫道路	太田和3-797-1地先	令和4年度	市街化調整区域	昼間	55	○	70	○	75
				2車線	夜間	49	○	65	○	70
7	市道 6836 号	池上6-2-5地先	令和4年度	第一種住居地域	昼間	70	○	70	○	75
				4車線	夜間	64	○	65	○	70
8	一般国道 134 号	秋谷2丁目21-1先	令和3年度	第一種住居地域	昼間	65	○	70	○	75
				2車線	夜間	60	○	65	○	70
9	県道 逗子葉山横須賀線	秋谷4021先	令和3年度	市街化調整区域	昼間	60	○	70	○	75
				2車線	夜間	51	○	65	○	70
10	県道佐島港線	佐島2丁目3-14先	令和3年度	第一種低層住居専用地域	昼間	64	○	70	○	75
				2車線	夜間	59	○	65	○	70
11	本町山中有料道路	西逸見町3丁目109先	令和2年度	第一種低層住居専用地域	昼間	67	○	70	○	75
				2車線	夜間	59	○	65	○	70
12	県道横須賀三崎線	武1丁目20先	令和2年度	第一種住居地域	昼間	70	○	70	○	75
				2車線	夜間	65	○	65	○	70
13	県道横須賀葉山線	阿部倉14先	令和2年度	第一種住居地域	昼間	68	○	70	○	75
				4車線	夜間	61	○	65	○	70

注 1) [時間区分] 昼間:6 時~22 時 夜間:22 時~6 時

注 2) [環境基準達成状況] ○:達成

資料:「よこすかの環境測定結果」(横須賀市 HP、令和 7 年 7 月閲覧)

表 3.2-44(2) 令和5年度 道路交通騒音・振動調査及び面的評価の結果(横須賀市/面的評価/令和2~令和5年度)

No.	路線名	測定 年度	評価対象 住居等 戸数	昼間・夜間とも 基準値以下		昼間のみ 基準値以下		夜間のみ 基準値以下		昼間・夜間とも 基準値超過	
				戸数	%	戸数	%	戸数	%	戸数	%
1	県道横須賀三崎線	R6	1,113	1,111	99.8	0	0.0	2	0.2	0	0.0
2	県道横須賀葉山線	R6	613	613	100	0	0.0	0	0.0	0	0.0
3	県道横須賀逗子線	R5	499	452	90.6	45	9.0	0	0.0	2	0.4
4	横浜横須賀道路	R4	7	4	57.1	2	28.6	0	0.0	1	14.3
5	県道横浜三崎線	R4	513	513	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
6	三浦縦貫道路	R4	419	386	92.1	21	5.0	7	1.7	5	1.2
7	市道 6836 号	R4	206	206	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
8	一般国道 134 号	R3	1,687	1,687	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
9	県道 逗子葉山横須賀線	R3	20	20	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
10	県道佐島港線	R3	196	196	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
11	本町山中有料道路	R2	77	77	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
12	県道横須賀三崎線	R2	1,087	977	89.9	110	10.1	0	0.0	0	0.0
13	県道横須賀葉山線	R2	476	473	99.4	0	0.0	3	0.6	0	0.0
合 計			6,913	6,715	97.1	178	2.6	12	0.2	8	0.1

注 1) [時間区分] 昼間：6 時～22 時 夜間：22 時～6 時

注 2) 合計値は各年度の結果から再計算をおこなった。

資料：「よこすかの環境測定結果」(横須賀市 HP、令和 7 年 7 月閲覧)

表 3.2-44(3) 道路交通騒音・振動調査及び面的評価の結果(横須賀市/振動レベル/令和2~令和5年度)

単位:デシベル

No.	路線名	測定場所	測定年度	用途地域	時間区分	振動レベル 測定値 80%レンジの上端値	要請限度	
							適否	限度値
1	県道横須賀三崎線	武1-21-1 地先	令和6年度	第一種住居地域	昼間	43	○	65
					夜間	37	○	60
2	県道横須賀葉山線	大矢部2-6-20 地先	令和6年度	準工業地域	昼間	44	○	70
					夜間	37	○	65
3	県道横須賀逗子線	船越町3-1 地先	令和5年度	第一種住居地域	昼間	27	○	65
					夜間	24	○	60
4	横浜横須賀道路	阿部倉32地先	令和4年度	市街化調整区域	昼間	35	○	65
					夜間	27	○	60
5	県道横須賀三崎線	小矢部3-3-4 地先	令和4年度	第一種住居地域	昼間	19	○	65
					夜間	17	○	60
6	三浦縦貫道路	太田和3-797-1 地先	令和4年度	市街化調整区域	昼間	24	○	65
					夜間	15	○	60
7	市道6836号	池上6-2-5 地先	令和4年度	第一種住居地域	昼間	36	○	65
					夜間	27	○	60
8	一般国道134号	秋谷2丁目21-1先	令和3年度	第一種住居地域	昼間	34	○	65
					夜間	26	○	60
9	県道 逗子葉山横須賀線	秋谷4021先	令和3年度	市街化調整区域	昼間	25	○	65
					夜間	25	○	60
10	県道佐島港線	佐島2丁目3-14先	令和3年度	第一種低層住居 専用地域	昼間	30	○	65
					夜間	25	○	60
11	本町山中有料道路	西逸見町3丁目 109先	令和2年度	第一種低層住居 専用地域	昼間	33	○	65
					夜間	25	○	60
12	県道横須賀三崎線	武1丁目20先	令和2年度	第一種住居地域	昼間	42	○	65
					夜間	38	○	60
13	県道横須賀葉山線	阿部倉14先	令和2年度	第一種住居地域	昼間	41	○	65
					夜間	39	○	60

注1) [時間区分] 昼間:8時~19時 夜間:19時~8時

注2) [要請限度適否状況] ○:要請限度を下回る ×:要請限度を上回る

資料:「よこすかの環境測定結果」(横須賀市HP、令和7年7月閲覧)

表 3.2-45 環境基準達成状況の評価結果(逗子市)

番号	評価区間に関する情報					評価区間の延長	残留騒音レベル	評価結果			
	評価対象道路		評価区間の始点の住所	評価区間の終点の住所	評価対象住居等戸数			評価区間全体			
	路線名	車線数						昼間(a=b+c+d+e)(dB)	夜間(e)(dB)		
11	R01	森戸海岸線	2	逗子市桜山9丁目2	逗子市桜山9丁目1	0.5	46	38	123		
12	R01	鎌倉葉山線	2	逗子市小坪7丁目2	逗子市逗子7丁目1	2.2	37	35	789		
13	H30	金沢逗子線	2	逗子市逗子2丁目6-31	逗子市久木4丁目25	1.9	39	39	706		
14	H30	一般国道 16 号	4	逗子市沼間4丁目14-8	逗子市沼間5丁目18-29	2.3	45	37	129		
15	H29	一般国道 134 号	2	逗子市桜山8丁目16	逗子市小坪4丁目24	2.0	45	42	463		
15	H29	一般国道 134 号	2	逗子市小坪4丁目1	逗子市小坪5丁目15	0.5	43	41	112		
16	H28	横須賀逗子線	2	逗子市沼間6丁目14-4	逗子市逗子2丁目6-31	3.8	37	35	1,662		
16	H28	横須賀逗子線	2	逗子市逗子5丁目2-1	逗子市桜山8丁目11-11	1.5	39	29	574		
									573		
									0		
									0		
									1		

資料：「自動車騒音常時監視調査結果」(逗子市 HP、令和 7 年 7 月閲覧)

表 3.2-46(1) 騒音に係る環境基準

## 【一般地域】

地域の類型		昼間 (6 時～22 時)	夜間 (22 時～6 時)
A	第一種低層住居専用地域	55 デシベル以下	45 デシベル以下
	第二種低層住居専用地域		
B	第一種中高層住居専用地域	55 デシベル以下	45 デシベル以下
	第二種中高層住居専用地域		
C	第一種住居地域	60 デシベル以下	50 デシベル以下
	第二種住居地域		
C	準住居地域	60 デシベル以下	50 デシベル以下
	用途地域の定めのない地域		
C	近隣商業地域	60 デシベル以下	50 デシベル以下
	商業地域		
C	準工業地域	60 デシベル以下	50 デシベル以下
	工業地域		

## 【道路に面する地域】

地域の類型	昼間 (6 時～22 時)	夜間 (22 時～6 時)
A 地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B 地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

幹線交通を担う道路(注 2)に近接する空間(注 3)については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

## 【幹線交通を担う道路に近接する空間】

基 準 値	
昼 間	夜 間
70 デシベル以下	65 デシベル以下

備考：個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては 45 デシベル以下、夜間にあっては 40 デシベル以下）によることができる。

注 1) 時間区分は次のとおりとする。

昼間：午前 6 時～午後 10 時、夜間：午後 10 時～午前 6 時

2) 「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び 4 車線以上の市町村道等

3) 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは以下のとおりとする。

2 車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路：道路端から 15m まで

2 車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路：道路端から 20m まで

資料：「騒音に係る環境基準について」(平成 10 年 9 月 30 日環境庁告示第 64 号)

表 3.2-46(2) 自動車騒音の要請限度

区域の区分	時間の区分	昼間 (6:00～22:00)	夜間 (22:00～6:00)
A地域のうちのうち 1 車線を有する道路に面する区域	65dB	55dB	
A地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	70dB	65dB	
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域及びC 地域のうち車線を有する道路に面する区域	75dB	70dB	
幹線交通を担う道路に近接する区域	75dB	70dB	

資料) 「騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める環境省令」  
(平成 12 年総理府令第 15 号)

「騒音規制法に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める命令に基づく区域」(平成 12 年  
神奈川県告示第 250 号)

表 3.2-46(3) 道路交通振動の要請限度

区域の区分	時間の区分	昼間 (8:00～19:00)	夜間 (19:00～8:00)
第一種・第二種低層住居専用地域			
第一種・第二種中高層住居専用地域			
第一種・第二種住居地域	65dB	60dB	
田園住居地域			
準住居地域、その他の地域			
近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域	70dB	65dB	

資料) 「振動規制法施行規則」(昭和 51 年総理府令第 10 号)

「振動規制法施行規則別表第 2 の備考 1 の規定に基づく区域の区分及び時間の区分」(昭和 52 年神奈  
川県告示第 704 号)

## 5. 地盤沈下

「令和 5 年神奈川県地盤沈下調査結果」(令和 6 年 9 月、神奈川県環境課)によると、横須  
賀市、逗子市及び葉山町において、地盤沈下に係る調査は行われていない。

また、横須賀市、逗子市及び葉山町は、「工業用水法」(昭和 31 年法律第 146 号)及び「神  
奈川県生活環境の保全等に関する条例」(平成 9 年 10 月 17 日条例第 35 号)による地下水の  
採取規制指定地域外となっている。

## 第 10 節 公害苦情の状況

横須賀市、逗子市及び葉山町における令和 5 年度の公害苦情件数は、表 3.2-47 に示すとおりである。

横須賀市では、騒音 29 件と最も多く、次いで大気汚染 7 件、悪臭 6 件、振動 3 件の計 45 件、逗子市は、騒音が 11 件、悪臭 5 件等の計 24 件であった。葉山町では、大気汚染 8 件、低周波音を含む騒音が 1 件となっている。

表 3.2-47 公害苦情件数(令和 5 年度)

区分	計	大気汚染	水質汚濁	土壤汚染	騒音 (低周波騒音) <sup>注1</sup>	振動	地盤沈下	悪臭	その他
横須賀市	45	7	—	—	29(—)	3	—	6	—
逗子市	24	3	3	—	11(—)	—	—	5	2
葉山町	9	8	—	—	1(1)	—	—	—	—

注 1) 騒音の公害苦情件数のうち()の値は低周波騒音の公害苦情件数を示す。

資料:「県勢要覧 2024 (令和 6 年度版)」(令和 7 年 3 月、神奈川県)

## 第 11 節 関係法令の指定・規制等

実施区域または本事業に係る関係法令による指定・規制等の一覧は、表 3.2-48(1)～(2)に示すとおりである。

表 3.2-48(1) 関係法令による指定・規制一覧

分類	法令等	地域地区等の名称	指定又は規制	図番号
自然環境保全	自然環境保全法(昭和 47 年法律第 85 号)	自然環境保全地域の指定	—	
	神奈川県自然環境保全条例(昭和 47 年条例第 52 号)	自然環境保全地域の指定	○	図 3.2-15
	首都圏近郊緑地保全法(昭和 41 年法律第 101 号)	近郊緑地保全区域等の指定	○	図 3.2-15
	自然公園法(昭和 32 年法律第 16 号)	自然公園区域の指定	—	
	神奈川県立自然公園条例(昭和 34 年条例第 6 号)	県立自然公園区域の指定	—	
	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成 14 年法律第 88 号)	鳥獣保護区域等の指定	○	図 3.2-16
	古都における歴史的風土の保全に関する特別措置法(昭和 41 年法律第 1 号)	歴史的風土保存区域の指定等	—	
	都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)	風致地区の指定	○	図 3.2-17
	神奈川県風致地区条例(昭和 45 年条例第 5 号)	風致地区の種別に係る区域の指定	○	図 3.2-17
公害防止	大気汚染	大気汚染防止法(昭和 43 年条例第 97 号)	ばい煙等の排出の規制、揮発性有機化合物の排出の規制、粉じんに関する規制、自動車排出ガスに関する許容限度等	○
		自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平成 4 年法律第 70 号)	重点対策地区的指定	—
		神奈川県生活環境の保全等に関する条例(平成 9 年条例第 35 号)	排煙の排出規制、粉じんに関する規制	○
		ダイオキシン類対策特別措置法(平成 11 年法律第 105 号)	排出ガスに関する規制	○
	水質汚濁	水質汚濁防止法(昭和 45 年法律第 138 号)	公共用水域に排出される排出水の規制、排水の地下浸透の規制	○
		神奈川県生活環境の保全等に関する条例(平成 9 年条例第 35 号)	公共用水域に排出される排出水の規制、排水の地下浸透の規制	○
		ダイオキシン類対策特別措置法(平成 11 年法律第 105 号)	排出水に関する規制	○
	土壤汚染	農用地の土壤の汚染防止等に関する法律(昭和 45 年法律第 139 号)	農用地土壤汚染対策地域の指定	—
		神奈川県生活環境の保全等に関する条例(平成 9 年条例第 35 号)	土地の区画形質の変更に伴う公害の防止等	—
		ダイオキシン類対策特別措置法(平成 11 年法律第 105 号)	ダイオキシン類土壤汚染対策地域の指定	—
	騒音	土壤汚染対策法(平成 14 年条例第 53 号)	土壤の特定有害物質による汚染の規制	—
		神奈川県生活環境の保全等に関する条例(平成 9 年条例第 35 号)	土壤の汚染状態の基準、土壤の汚染状態が基準に適合していないと認める土地	—
振動	騒音規制法(昭和 43 年法律第 98 号)	特定工場等に関する騒音規制、特定建設作業に関する騒音規制	○	
	神奈川県生活環境の保全等に関する条例(平成 9 年条例第 35 号)	騒音及び振動の低減、低周波音に関する配慮	○	
	振動規制法(昭和 51 年法律第 64 号)	特定工場等に関する振動規制、特定建設作業に関する振動規制	○	
	神奈川県生活環境の保全等に関する条例(平成 9 年条例第 35 号)	騒音及び振動の低減、低周波音に関する配慮	○	
地盤沈下	工業用水法(昭和 31 年法律第 146 号)	地下水の水源の保全、特定の地域の地盤沈下の防止等	—	
	神奈川県生活環境の保全等に関する条例(平成 9 年条例第 35 号)	地下水採取の規制地域の指定、地下水採取規制	—	
	悪臭防止法(昭和 46 年法律第 91 号)	悪臭原因物質の排出規制	○	
悪臭	神奈川県生活環境の保全等に関する条例(平成 9 年条例第 35 号)	悪臭発生作業に関する規制	○	

表 3.2-48(2) 関係法令による指定・規制一覧

分類	法令等		地域地区等の名称	指定又は規制	図番号
公害防止	廃棄物	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)	事業者の責務及び適正な処理等	○	
文化財	文化財保護法(昭和 25 年法律第 214 号)		国の文化財等、史跡名勝天然記念物の指定	—	
	神奈川県文化財保護条例(昭和 30 年条例第 13 号)		県の文化財等、史跡名勝天然記念物の指定	—	
	文化財保護条例(昭和 39 年横須賀市条例第 41 号)		市の文化財等、史跡名勝天然記念物の指定	—	
	逗子市文化財保護条例(昭和 43 年逗子市条例第 11 号)		市の文化財等、史跡名勝天然記念物の指定	—	
	葉山町文化財保護条例(昭和 42 年葉山町条例第 7 号)		町の文化財等、史跡名勝天然記念物の指定	—	
防災	砂防法(明治 30 年法律第 29 号)		砂防指定地の指定	○	図 3.2-18
	地すべり等防止法(昭和 33 年法律第 30 号)		地すべり防止区域の指定	○	図 3.2-18
	宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和 36 年法律第 191 号)		宅地造成工事規制区域の指定	—	図 3.2-18
	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和 44 年法律第 57 号)		急傾斜地崩壊危険区域の指定	○	図 3.2-18
	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成 12 年法律第 57 号)		土砂災害警戒区域の指定、土砂災害特別警戒区域の指定	○	図 3.2-18
	神奈川県土砂の適正処理に関する条例(平成 11 年条例第 3 号)		土砂の搬出、搬入、埋立等に関する規制等	○	
その他	森林法(昭和 26 年律第 249 号)		地域森林計画対象民有林の指定、保安林の指定など	○	
	景観法(平成 16 年 法律第 110 号)		景観計画区域の指定、開発行為等の規制	○	
	産業振興地域の整備に関する法律(昭和 44 年法律第 58 号)		農業振興地域の指定	—	
	横須賀市土地利用基本条例(平成 17 年横須賀市条例第 47 号)		土地利用の調整に係る基本方針、個別条例との連携	○	
	開発許可等の基準及び手続きに関する条例(平成 17 年横須賀市条例第 49 号)		開発行為に伴う許可に係る基準及び手続き等	○	
	横須賀市景観条例 (平成 16 年横須賀市条例第 24 号)		眺望景観保全区域、眺望景観保全基準の指定等	—	
	環境基本条例 (平成 8 年横須賀市条例第 26 号)		環境の保全及び創造に関する基本事項等	○	
	逗子市まちづくり条例(平成 14 年逗子市条例第 4 号)		まちづくりの基本原則、適正な土地利用に関する手続及び基準	○	
	逗子市の良好な都市環境をつくる条例(平成 4 年逗子市条例第 18 号)		環境影響評価等の手続その他必要な事項等	○	
	逗子市景観条例(平成 18 年逗子市条例第 6 号)		景観形成重点地区、景観資産の指定等	○	
	葉山町まちづくり条例(平成 14 年葉山町条例第 17 号)		まちづくりの基本理念、建築物の建築、開発行為等の手続き及び基準等	○	
	葉山町景観法施行条例・景観計画(平成 23 年葉山町条例第 1 号)		景観法の施行に関し必要な事項と景観重要建造物及び景観重要樹木の指定等	○	

注) 指定又は規制の欄に○のある項目は、該当する関係法令等による指定又は規制が実施区域または本事業に係ることを示す。

## 1. 自然環境保全に係る関係法令の指定状況

### (1) 自然環境保全地域

実施区域及び周辺地域における神奈川県自然環境保全条例による自然環境保全地域の指定状況は、表 3.2-49 及び図 3.2-15 に示すとおりである。

実施区域及び周辺地域には、2箇所の自然環境保全地域(普通地域)が存在している。

表 3.2-49 自然環境保全地域の指定状況

番号	名称	指定年月日	市町村名	面積(ha)	地域の特色(植生等)
1	田浦大作	昭和 49 年 3 月 15 日	横須賀市	4.9	クスノキ、タブ、マテバシイ、カヤ等の自然植生とクヌギ、コナラ等の二次林との混交
2	神武寺	平成 10 年 3 月 31 日 平成 11 年 3 月 31 日 (拡大)	逗子市	18	スダジイ、ケヤキを主体とした自然林の周囲にコナラ、スギ等の二次林が広がっている。林床にエビネ、サイハイラン、ニリンソウ等が自生している。

資料：「神奈川県自然環境保全地域の指定状況」(神奈川県 HP、令和 7 年 7 月閲覧、神奈川県)

### (2) 近郊緑地保全区域等

実施区域及び周辺地域における近郊緑地保全区域及び近郊緑地特別保全地区の指定状況は、表 3.2-50 及び図 3.2-15 に示すとおりである。

実施区域及び周辺地域には、3箇所の近郊緑地保全区域及び2箇所の近郊緑地特別保全地区が存在しており、実施区域は衣笠・大楠山、逗子・葉山近郊緑地保全区域内に位置している。

表 3.2-50 近郊緑地保全区域等の指定状況

近郊緑地保全区域			
区域名	面積(ha)	区域	指定年月日
武山	327.0	横須賀市	S42. 2. 16
衣笠・大楠山	958.0 (うち葉山町分 273)	横須賀市 葉山町	S42. 2. 16
逗子・葉山	1,087.0 (うち葉山町分 805.0)	逗子市 葉山町	S42. 2. 16
近郊緑地特別保全地区			
地区名	面積(ha)	区域	指定年月日
武山	194.5	横須賀市津久井、長沢、須軽谷、武 1~2 丁目	S42. 3. 29 変 S47. 11. 17
衣笠・大楠山	49.5	横須賀市小矢部町 2、4 丁目、平作 2 丁目、衣笠町	S47. 11. 17

資料：「近郊緑地保全区域・特別保全地区指定状況」(神奈川県 HP、令和 7 年 7 月閲覧)



#### 凡 例

- 実施区域の送電線及び鉄塔
- 実施区域外の送電線及び鉄塔
- 市町村界
- 実施区域の工事用地
- 近郊緑地保全区域
- 近郊緑地特別保全地区
- 自然環境保全地域普通地区



1:50,000

0 0.5 1 1.5 2 km

図 3.2-15 自然環境保全地域等の指定状況

資料：「かながわの公園緑地マップ」（神奈川県HP、令和7年7月閲覧）

### (3) 自然公園

実施区域及び周辺地域には、自然公園法に基づく国立・国定の自然公園及び神奈川県立自然公園条例に基づく県立自然公園は存在しない。

### (4) 鳥獣保護区等

実施区域及び周辺地域における鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく鳥獣保護区等の指定状況は、表 3.2-51 及び図 3.2-16 に示すとおりである。

5箇所の鳥獣保護区が存在しており、実施区域の一部は大楠山鳥獣保護区内に位置している。

また、3箇所の特定猟具使用禁止区域(銃器)が存在しており、実施区域は三浦半島、湘南国際村特定猟具使用禁止区域に位置している。

表 3.2-51 鳥獣保護区等の指定状況

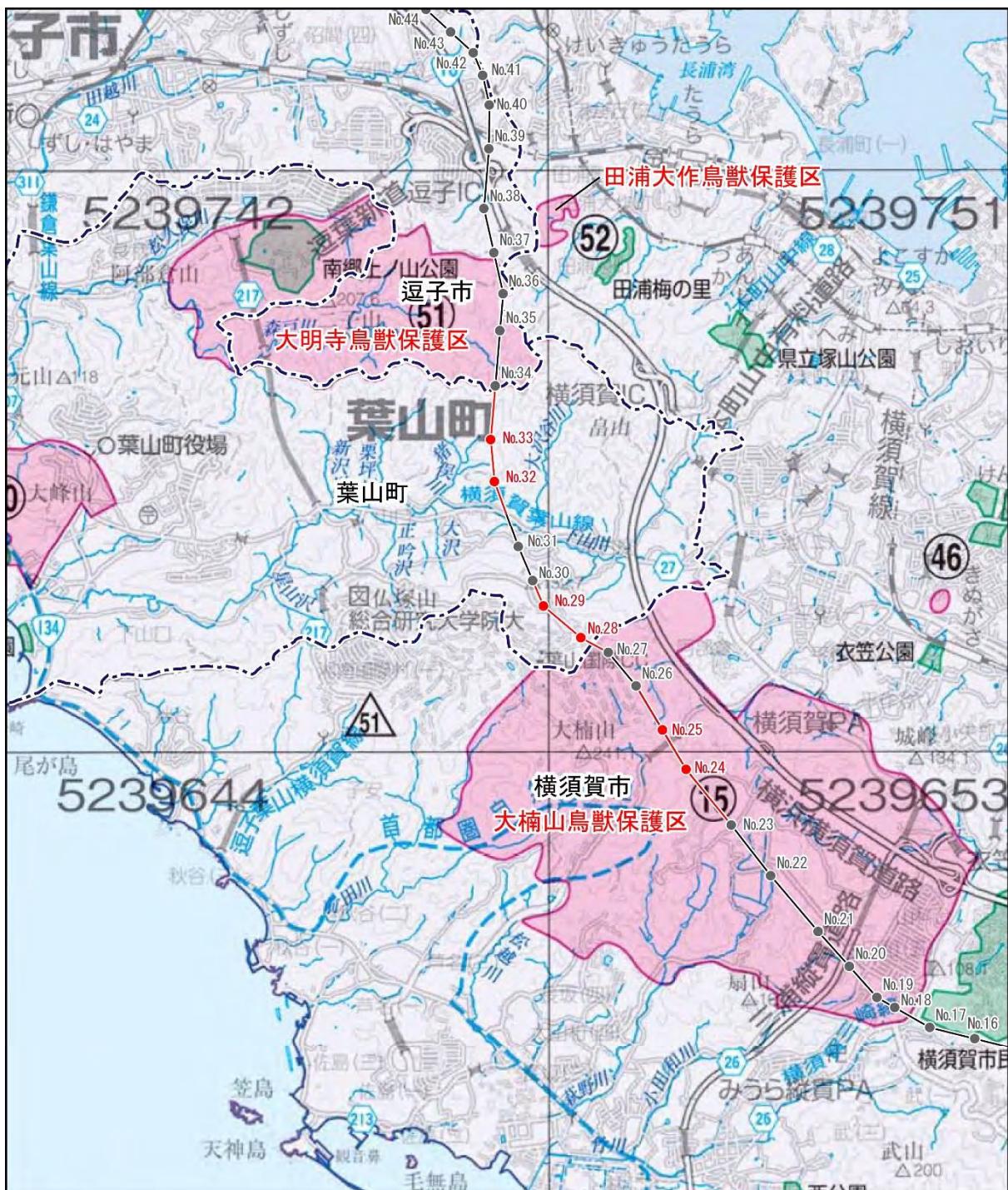
名称	期間	場所	面積(ha)	種類
大 楠 山	令元.11.1 から 令 11.10.31 まで	横須賀市の一部	827.0	身近な 鳥獣生息地
大 明 寺	令 2.11.1 から 令 12.10.31 まで	横須賀市衣笠栄町の一部	2.9	身近な 鳥獣生息地
田 浦 大 作	平 27.11.1 から 令 7.10.31 まで	横須賀市田浦大作町の一部	5.0	身近な 鳥獣生息地
神 武 寺	平 29.11.1 から 令 9.10.31 まで	逗子市沼間山王山神武寺所有地全域	14.0	身近な 鳥獣生息地
二 子 山	平 27.11.1 から 令 7.10.31 まで	逗子市、三浦郡葉山町の各一部	319.0	森林鳥獣生息地
一 色	令元.11.1 から 令 11.10.31 まで	三浦郡葉山町の一部	96.0	身近な 鳥獣生息地
東 京 湾 岸	令 3.11.1 から 令 13.10.31 まで	横浜市、川崎市、横須賀市の一部及び東京湾海面上の一部	16,131.4	特定猟具使用 禁止区域(銃器)
三 浦 半 島	令 3.11.1 から 令 13.10.31 まで	横須賀市、逗子市、三浦市、三浦郡葉山町の一部	10,382.0	特定猟具使用 禁止区域(銃器)
湘 南 国 际 村	令 3.11.1 から 令 13.10.31 まで	横須賀市秋谷の一部	306.6	特定猟具使用 禁止区域(銃器)

資料：「鳥獣保護区、鳥獣保護区特別保護地区一覧」(神奈川県 HP、令和7年7月閲覧)

「特定猟具使用禁止区域(銃器)、猟区、指定猟法禁止区域(鉛散弾規制区域)一覧」(神奈川県 HP、令和7年7月閲覧)

### (5) 歴史的風土保存区域

実施区域及び周辺地域には、古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法に基づく歴史的風土保存区域は存在しない。



#### 凡 例

- 実施区域の送電線及び鉄塔
- 実施区域外の送電線及び鉄塔
- - 市町村界

<span style="color: red;">●</span>	鳥 獣 保 護 区 Wildlife Protection Area
<span style="color: blue;">△</span>	特定獵具使用禁止区域(銃器) Certain Hunting Equipment Prohibited Area
<span style="color: green;">□</span>	指定獵法禁止区域 (鉛散弾規制地域) Lead Shot Hunting Prohibited Area
<span style="color: lightgreen;">■</span>	主 な 都 市 公 園 (整備中のものを含む) Town Park



1:50,000

0 0.5 1 1.5 2 km

図 3.2-16 鳥獣保護区等の指定状況

注) 資料調査結果の情報を優先するため、実施区域の工事用地は記載していない。

資料:「令和6年度鳥獣保護区等位置図」(令和6年10月、神奈川県)

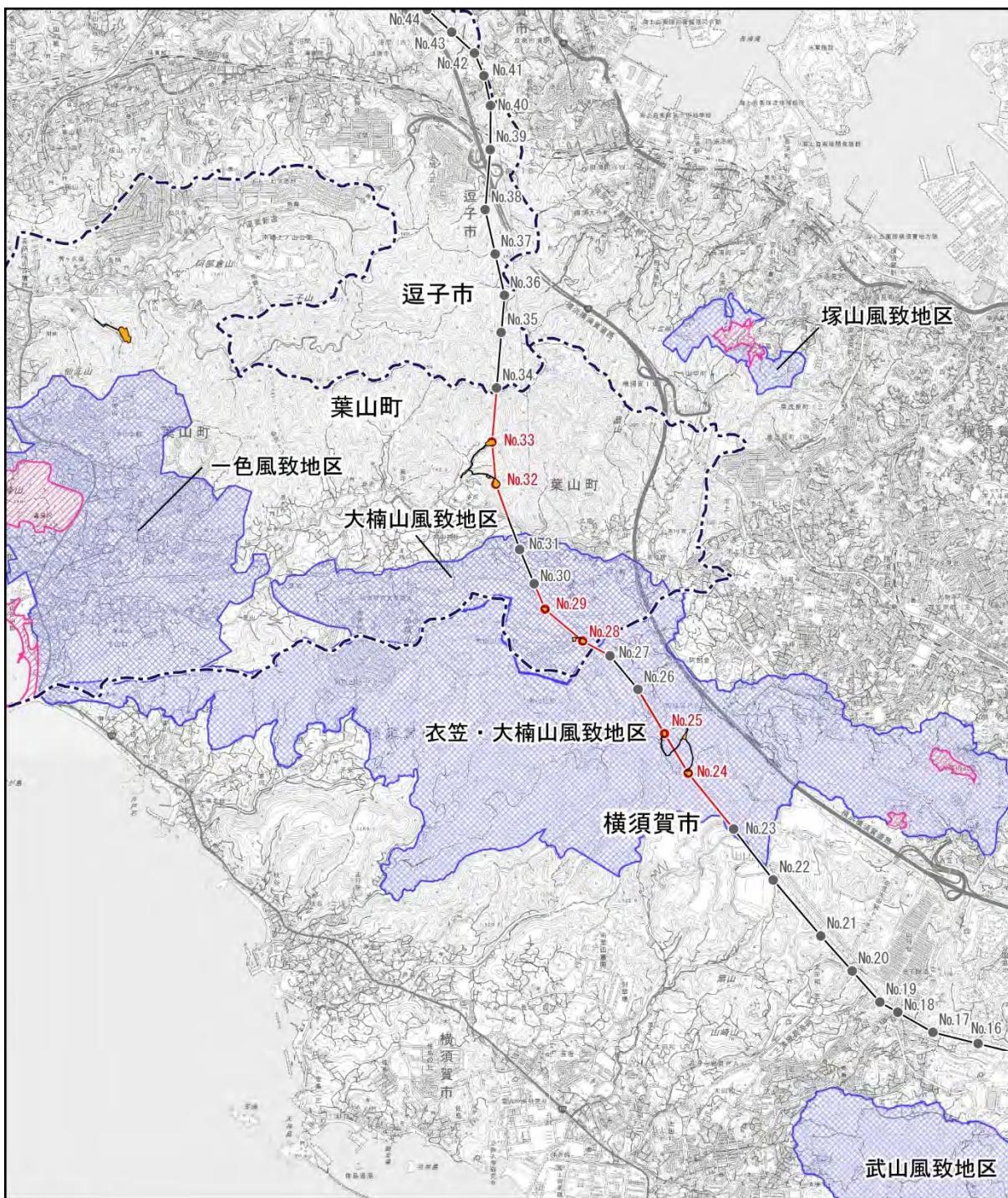
## (6) 風致地区

横須賀市、逗子市及び葉山町における都市計画法に基づく風致地区の指定状況は表 3.2-52 及び図 3.2-17 に示すとおりである。実施区域及び周辺地域には、5箇所の風致地区が存在しており、実施区域は衣笠・大楠山、大楠山風致地区内に位置している。

表 3.2-52 風致地区の指定状況

市町	風致地区名	面積(ha)		指定年月日	変更年月日
横 須 賀	塚山	26.8	西逸見町、山中町、長浦町	S6. 7. 22	変更 S45. 9. 18
	衣笠・大楠山	682.0	小矢部、衣笠町、阿部倉町、秋谷、芦名、長坂ほか	S6. 7. 22	変更 S45. 9. 18
	武山	326.7	武、須輕谷、津久井、長沢	S41. 9. 14	変更 S45. 9. 18
葉 山	一色	307.8	下山口、一色、堀内	S16. 9. 4	変更 S45. 9. 18
	大楠山	98.7	上山口、木古庭	S13. 3. 26	

資料：「風致地区指定状況」（神奈川県 HP、令和 7 年 7 月閲覧）



### 凡 例

- 実施区域の送電線及び鉄塔
- 実施区域外の送電線及び鉄塔
- - - 市町村界
- 実施区域の工事用地
- 第1種風致地区
- 第4種風致地区



1:50,000

0 0.5 1 1.5 2 km

資料：「よこすかわが街ガイド」(横須賀市 HP、令和 7 年 7 月閲覧)  
「葉山町風致地区区域図」(葉山町 HP、令和 7 年 7 月閲覧)

図 3.2-17 風致地区的指定状況

## 2. 公害防止に係る関係法令の指定状況

### (1) 大気汚染

硫黄酸化物の一般排出基準については、「大気汚染防止法」に基づき、地域の区分ごとに排出基準（K値）が定められている。また、ばいじん、有害物質の一般排出基準については、「大気汚染防止法」に基づき、発生施設の種類、規模ごとに排出基準値が定められているが、本事業ではそれらが適用されるばい煙発生施設は設置しない。

なお、「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」及び「ダイオキシン類対策特別措置法」の対象となる施設等も設置しない。

### (2) 水質汚濁

実施区域及び周辺地域における工場及び事業場からの排出水については、「水質汚濁防止法」に基づき、全国一律の排水基準（有害物質 28 物質、その他の項目 15 項目）が定められている。また、神奈川県では、条例に基づき上乗せの排水基準が定めている。

なお、本事業ではこれらが適用される施設は設置しない。

### (3) 土壌汚染

横須賀市内には、「土壤汚染対策法」に基づく要措置区域はないが、形質変更時要届出区域が指定されている。なお、実施区域及び周囲地域に形質変更時要届出区域は存在しない。

また、「令和 5 年度農用地土壤汚染防止法の施行状況」（環境省、令和 5 年）によると、令和元年度末現在、実施区域及び周辺地域には「農用地の土壤の汚染防止等に関する法律」に基づく「農用地土壤汚染対策地域」の指定はない。

### (4) 騒音

騒音の規制に関しては、「騒音規制法」に基づき、特定工場騒音に関する規制基準、特定建設作業に伴って発生する騒音に関する規制基準が、「騒音規制法」に基づき道路交通騒音の要請限度がそれぞれ定められており、それらの基準は表 3.2-53～表 3.2-55 に示すとおりである。

表 3.2-53 特定工場等において発生する騒音の規制基準

	午前 8 時から 午後 6 時まで	午前 6 時から午前 8 時まで 午後 6 時から午後 11 時まで	午後 11 時から 午前 6 時まで
第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 田園住居地域	50 デシベル	45 デシベル	40 デシベル
第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域	55 デシベル	50 デシベル	45 デシベル
近隣商業地域 商業地域 準工業地域	65 デシベル	60 デシベル	50 デシベル
工業地域	70 デシベル	65 デシベル	55 デシベル
その他の地域	55 デシベル	50 デシベル	45 デシベル

資料：「騒音・振動の指定地域・規制基準」（神奈川県 HP、令和 7 年 7 月閲覧）